

座間市共同企業体取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発注する工事のうち、共同施工することにより発注工事の円滑な実施及び市内本店業者の技術力向上を図ることを目的として結成される共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する土木建設に関する工事をいう。

2 この基準において「共同企業体」とは、本市が発注する特定の工事の施工を目的として、工事ごとに自主結成するものをいう。

(適用)

第3条 共同企業体との工事請負契約その他の取扱いについては、この基準に定めるもののほか、座間市契約規則（昭和60年座間市規則第17号）、座間市工事請負に関する条件付一般競争入札実施要綱（平成18年4月1日施行）、座間市工事請負に関する条件付一般競争入札事務取扱基準（平成19年4月1日施行。以下「入札事務取扱基準」という。）、座間市公共工事低入札価格調査取扱要領（平成10年4月1日施行）、入札公告及び工事請負約款の定めるところによる。

(対象工事)

第4条 共同企業体へ発注する工事（以下「発注工事」という。）は、その規模、内容等を総合的に勘案の上、座間市入札契約制度検討委員会（以下「検討委員会」という。）に諮って認められたものとする。

(共同企業体の資格要件等)

第5条 共同企業体の資格要件及び結成方法は、次に定めるところによる。

- (1) 発注工事に対応する工種について、全ての構成員が座間市入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (2) 発注工事に対応する工種について、全ての構成員が建設業の許可を有してから3年以上の営業年数その他相当の施工実績を有すること。
- (3) 構成員の数は、2又は3とし、検討委員会に諮り、定めるものとする。
- (4) 共同企業体の組合せは次のいずれかの構成とし、発注工事ごとに検討委員会に諮り、定めるものとする。

ア 発注工事に対応する工種における格付の等級が、入札事務取扱基準で定めるA等級の業者及び市内本店業者でA等級以下による組合せ

イ 市内本店業者同士で、発注工事に対応する工種における格付の等級が、入札事務取扱基準で定めるA等級以下による組合せ

ウ その他検討委員会において認めた組合せ

- (5) 代表構成員は、原則として構成員のうち施工能力の大きい者とし、その出資比率は、構成員中最大とし、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。なお、「施工能力」とは、建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項についての審査に係る通知書における当該工事の工種による総合評点とする。
- (6) 各構成員の出資比率の基準については、原則として次のとおりとすること。
 - ア 2者の場合 30%以上とする。
 - イ 3者の場合 20%以上とする。
- (7) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 共同企業体の構成員は、同一の工事において2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (9) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (10) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱による指名停止期間中でないこと。
- (11) 発注工事に対応する要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(共同企業体の資格申請等)

第6条 競争入札に参加しようとする共同企業体の代表構成員は、公告があった日から15日以内に、次に掲げる書類を市長に提出し、競争入札の参加資格の認定を受けなければならない。

- (1) 共同企業体競争入札参加申請書（第1号様式）
- (2) 共同企業体協定書
- (3) 委任状（第2号様式）
- (4) 誓約書（第3号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札参加資格を確認するために必要であるもの

(共同企業体の資格認定等)

第7条 市長は、前条の規定による共同企業体の参加資格の申請があったときは、提出された書類に基づき資格審査を行い、入札参加資格の有無を決定する。

2 市長は、前項の資格審査の結果を、共同企業体の代表構成員に通知する。

3 第1項の認定は、認定の対象となった発注工事についてのみ有効とする。ただし、発注工事を請け負った共同企業体については、発注工事と密接に関連する工事についても有効とする。

(共同企業体の有効期間)

第8条 共同企業体の有効期間は、前条の規定による資格審査の結果を通知した日から、競争入札の結果、落札した共同企業体であって、発注工事の完成後2年を経過した日までとし、それ以外の共同企業体については、落札者が契約を締結したときまでとする。

(共同企業体の資格喪失)

第9条 入札参加企業体のいずれかの構成員が、第7条の規定による資格審査の結果通知後において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該構成員を含む入札参加企業体は、発注工事の競争入札に参加することができない。

- (1) 本市の入札参加資格を失ったとき。
- (2) 第5条に規定する構成員の資格要件を満たさないこととなったとき。
- (3) 資格確認申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

2 前項の場合において、市長は、入札参加企業体の代表者に対して、競争入札に参加できない理由を付して書面により通知しなければならない。

(代表者の権能)

第10条 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第11条 発注工事につき契約不適合責任が生じたときは、共同企業体の有効期間後においても、各構成員が共同連帯してその責めを負わなければならない。

(実施細目)

第12条 この基準に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年9月1日から施行する。

年 月 日

共同企業体競争入札参加申請書

（宛先）座間市長

申請人（共同企業体名称）

共同企業体

代表構成員

所 在

名 称

代表者名

印

構成員（代表構成員以外の構成員）

所 在

名 称

代表者名

印

構成員（代表構成員以外の構成員）

所 在

名 称

代表者名

印

このたび、座間市が発注する「」を共同施工するため、指定方式により共同企業体を結成しましたので、関係書類を添えて申請します。

添付書類 共同企業体協定書
委任状（第2号様式）
誓約書（第3号様式）

※ 代表構成員は、この様式提出のほか「かながわ電子入札共同システム」において、「特定JV」による参加申請手続きも行ってください。

委任状

(構成員から代表構成員への委任状)

私儀、下記の受任者を代理人と定め、座間市が発注する「
」に関し、貴市との間における下記事項
に係る一切の権限を委任します。

- 1 共同企業体の競争入札参加資格審査申請に関する件
- 2 入札及び見積に関する件
- 3 工事請負の契約締結に関する件
- 4 契約保証金の納付及び還付並びに受領に関する件
- 5 工事代金の請求及び受領に関する件
- 6 前金払の申請及び請求並びに受領に関する件

委任期間：当共同企業体構成期間中

ただし、委任期間内に請求済みの代金及び保証金の領収については、期限後もなお効力を有するものとする。

年 月 日

(宛先)

座間市長

共同企業体名称 共同企業体

委任者（代表にならない構成員）

所 在

名称

代表者名

印

受任者（代表になる構成員）

所 在

名称

代表者名

印

※委任状は、代表構成員以外の構成員ごとに作成し、提出すること。

年 月 日

誓 約 書

下記工事の入札参加に当たり、関係法令を遵守し、不正行為は一切しないことを誓約します。また、工事施工の際には、構成員一同一致協力し、貴市に迷惑をかけることのないことを誓約します。

万一、不正行為があったときは、指名停止又は契約の取消し等を受けましても、何ら異議を申しません。

工事名 _____

(宛先)

座間市長

共同企業体名称 _____ 共同企業体

(代表構成員) 所 在
名 称
代表者名

印

(構成員) 所 在
名 称
代表者名

印

(構成員) 所 在
名 称
代表者名

印

※誓約書は、構成員全員で作成し、提出すること。